

八幡平市市政情報



多様な行政ニーズに対応するために、
様々なサービスを展開していきます。

八幡平市市政情報

西根地区市民センターの使用

西根地区市民センター

八幡平市西根地区市民センターの使用について

西根地区市民センターは、各種サークル活動や会議催事などに、使用できます。

申込は、使用しようとする日の7日前までにお願いします。

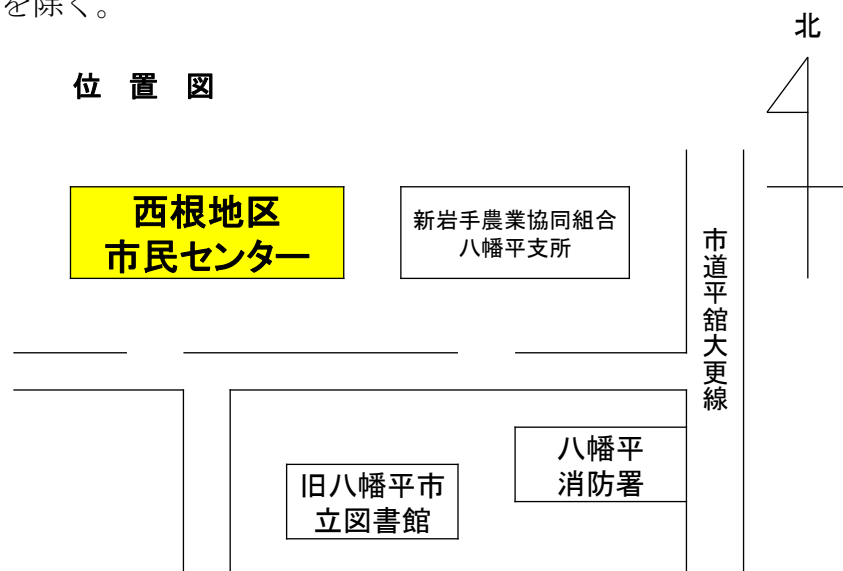
なお申込方法等について、詳しくは問い合わせ先までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

- ・所在地 〒028-7112八幡平市田頭第39地割80番地 1
- ・電話番号 0195-78-8201 F A X 番号 0195-70-2838
- ・お問合せ時間 8：30～17：15

ただし、土日祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

位 置 図



名 称	収容人員目安	使用料(1時間当り)
第1集会室	20人	210 円
第2集会室	10人	100 円
第3集会室	15人	210 円
研修室	15人	210 円
大集会室	60人	730 円
大ホール	300人	1,040 円
娯楽・高齢者休養室	50人	410 円
調理実習室	20人	410 円
中集会室	50人	730 円

注1 12月1日から翌年3月31日までは上記使用料に使用料の3割が加算となります。

注2 ステージ・放送設備の使用の有無、使用者の住居地などにより使用料が変わります。

注3 「市及び市関係機関が使用するとき」など、使用料が減免される場合があります。